



3年ごとの介護保険事業計画の見直しに伴い、 4月から、介護保険料の基準月額が変わります

☎ 高齢・障害支援室 63-7599

表1 / 平成27年度～29年度 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

所得段階	対象者	保険料年額(概算月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の人(老齢福祉年金受給者、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	31,320円(2,610円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人(合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	41,760円(3,480円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人(第1・2段階に該当しない人)	45,240円(3,770円)
第4段階	世帯に市民税課税の人がいて、本人が市民税非課税の人(合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	62,640円(5,220円)
第5段階(基準額)	世帯に市民税課税の人がいて、本人が市民税非課税の人(第4段階に該当しない人)	69,600円(5,800円)
第6段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が125万円未満)	83,520円(6,960円)
第7段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が125万円以上190万円未満)	90,480円(7,540円)
第8段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が190万円以上290万円未満)	111,360円(9,280円)
第9段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が290万円以上400万円未満)	118,320円(9,860円)
第10段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が400万円以上600万円未満)	128,760円(10,730円)
第11段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が600万円以上)	139,200円(11,600円)

**介護保険料基準月額が
5300円から5800円に**

介護保険制度が円滑に実施されるように、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行っています。

今回、今年4月から平成30年3月までの計画を策定し、この3年間の介護サービス給付などに必要と考えられる費用に基づき、介護保険料を改定しました。

計画では、65歳以上の人口と要介護認定者数の増加を見込んでおり、それに伴って介護給付費の見込額が増加しています。そして、今年4月から介護報酬(介護サービス提供事業所・施設に支払われる報酬)が引

き下げられることになりました。しかし、65歳以上人口と要介護認定者数の増加をまかないきれず、介護保険料の基準月額は、5300円から5800円に上がっています。

また、介護保険法で規定されている所得段階が今回の見直しで細分化されたため、所得段階が10段階から11段階に増加しています。

介護予防で保険料の上昇を抑えていく必要があります

当市はベッドタウンとして急激に人口が増えた経緯もあり、高齢化率の増加は全国平均と比較しても顕著となっています。それに伴

い介護給付費も増大しており、保険料は上昇傾向にあります。しかし、元気に生活できる高齢者が増えていくと、介護保険料上昇の抑制にもつながっていきます。

今年度からは、介護予防をまとめて考える「新しい総合事業」を実施する予定です。専門家に任せることと地域活動でできることを分けて効果的に介護予防を進めて行く予定です。また、在宅医療と介護の連携、認知症ケアの推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備や高齢者の住まいの安心と安全の確保についても、計画によ

り、重点的に取り組んでいきます。

表2 / 市の高齢者人口と要介護認定者数

	年度	第1号被保険者(65歳以上)人口	要介護認定者数	認定率
現状	26	21,470人	3,561人	16.6%
	27	21,974人	3,671人	16.7%
推計	28	22,557人	3,628人	16.1%
	29	23,140人	3,754人	16.2%

※平成26年度は10月末現在

表3 / 介護事業費などの見込み

事業計画期間(3年間)における介護事業・サービス費用は総額194億6,360万円になる見込みです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス費用見込額	59億3,772万円	64億4,205万円	70億8,383万円

※万円未満四捨五入



介護保険料の納付のお知らせ

65歳以上の普通徴収の人に、 納入通知書を4月中旬に送付します

65歳以上の普通徴収の人に、平成27年度の介護保険料納入通知書を4月中旬に送付します。ただし、保険料額は、平成26年中の所得が確定していないため、平成25年中の所得をもとに仮計算しています。7月中旬には、平成26年中の所得をもとに確定した介護保険料納入通知書を送付します。

※特別徴収の人には、平成26年7月、または、平成27年2月に通知していますので、今回は通知書を送付しません。

■ 介護保険料の納付方法

- 特別徴収〔年金からの天引きによる納付〕
老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上(月額1万5,000円以上)受給している人が対象です。
※平成27年4月1日以降に65歳になった人や名張市に転入した人で、特別徴収の対象となる人でも、一定期間は普通徴収になります。切り替え時に「特別徴収開始通知書」でお知らせします。
- 普通徴収〔納付書または口座振替での納付〕
老齢・退職・障害・遺族年金の年額が18万円未満の人が対象です。

■ 保険料はきちんと納めましょう

- 納期限までに納めないと、督促手数料・延滞金が加算されます。
- 滞納が続くと、介護サービスを受けるときに、いったん費用を全額自己負担していただき、後日申請により払い戻しを受ける償還払いになります。償還払いの差し止めや、通常1割の自己負担が3割になる場合もあります。

■ 保険料の減免

災害(震災、風水害、火災)などの事情で保険料の納付が困難な人は、保険料の徴収猶予や減免の措置を受けられる場合がありますので、高齢・障害支援室へご相談ください。